

県所管域に所在する就労継続支援 A 型事業所 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課長
(公 印 省 略)

就労継続支援 A 型事業所における令和 7 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）

平素より、本県の障がい福祉施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、介護給付費等及び障害児通所給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月、前月 15 日以前に届出がなされた場合には翌月から、16 日以降に届出がなされた場合には、翌々月から算定を開始するとされています。ただし、令和 8 年 4 月の基本報酬及び加算算定においては、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。各種基本報酬及び加算の要件及び施設状況を確認の上、必要書類の提出をお願いします。

1 就労継続支援 A 型の基本報酬区分の届出について

就労継続支援 A 型において、令和 8 年 4 月 1 日時点で指定を受けているすべての事業所は、基本報酬区分の届出が必要になります。提出期限までに届出がなかった場合は、基本報酬を正確に設定できないため、各サービスにおける基本報酬算定区分のうち最下位の区分とさせていただきますので、十分ご注意ください。

なお、就労継続支援 A 型の基本報酬算定の取り扱いについては、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（障発 0 3 3 0 第 5 号令和 3 年 3 月 3 0 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」をご確認ください。

2 加算等による届出の要否

令和 8 年 4 月分報酬から変更がある事業所のみ、各種加算様式の提出が必要となります。

新たに加算を算定する場合	各種加算様式の提出が必要
加算の区分を変更する場合	
加算を算定しなくなる場合	
利用日数の特例を令和 8 年度も適用を受ける場合	
令和 8 年 6 月以降に新設される処遇改善加算区分を算定する場合	
昨年度と同様の内容で継続して報酬算定する場合	各種加算様式の提出は不要
従業員の変更があるが、加算に影響がない場合	

3 加算等による届出の取扱い

令和8年4月1日から加算等に係る体制の整備が適切になされている場合であって、**令和8年4月15日(水)**までに届出が受理された場合には、4月1日に遡って加算等を算定する取扱いとします。

4 提出書類

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表及び
- ・人員基準適合確認シート
- ・スコアの公表状況に関する届出書
- ・就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)
- ・その他、届出様式内のサービス種類別提出書類一覧を参照し、変更により提出が必要な様式を添付してください。

<様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」→「5-2 令和8年度体制届に関するお知らせ(者)」

<提出先>

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ

※ 郵送にて提出してください。ファクシミリ、メールでは受け付けられません。

また、来庁による持ち込みはご遠慮ください。

4 留意事項

- ・ 政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)及び中核市(横須賀市)に所在する事業所については、提出内容が県所管域とは異なる場合がありますので、各自治体からの通知を確認してください。
- ・ 就労継続支援A型事業者は、利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう運営状況を評価し、1年に1回以上(原則毎年度4月中)評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表することとされています。

問合せ先

事業支援グループ

電話 045-210-4732 (直通)

ファクシミリ 045-201-2051